

主要なご意見等の概要及びそれに対する金融庁の考え方

問	ご意見等の概要	金融庁の考え方
42	<p>問 42 の(答)では、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「株主総会議事録」を、当該決議が不要であるときは、「取締役会議事録」及び「株主総会が不要であることを確認することができる書面」を添付する必要があるとされている。</p> <p>しかし、公衆縦覧に供される公開買付届出書に「株主総会議事録」又は「取締役会議事録」の謄本を添付することは妥当ではなく、必要な部分を抜粋した抄本(有価証券等の存在を示すに足る部分のみを抜粋し、価格決定の経緯等は含まない趣旨)を添付すれば足りる旨を明記いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「株主総会議事録」又は「取締役会議事録」については、株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限り、当該議事録の写しの添付が求められることを明記しました。</p> <p>ただし、株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項の内容として記載される価格決定の経緯等については、公開買付届出書の「算定の基礎」や「算定の経緯」欄において記載が求められており、当該箇所に係る議事録を含まないこととする理由はないと考えられます。</p>
42	<p>問42の(答)では、「株主総会が不要であることを確認することができる書面」の一つとして、「一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面」の添付が必要とされている。</p> <p>しかし、これでは株主による反対通知の期間である2週間を経てからでなければ、買付者は公開買付けを開始することができなくなってしまう。そのため、一定の数の反対通知を受けない見込みがあれば、買付者が公開買付けを開始できるように見直していただきたい。</p>	<p>問42の(答)では、「株主総会が不要であることを確認することができる書面」の一つとして、「一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面」を掲げています。当該書面については、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていることが必要と考えられます。ご意見にあるように、買付者の主観による見込みが示されたとしても、それをもって「有価証券等…の存在を示すに足る書面」に該当するとはいえないと考えられます。</p>
42	<p>問 42 の(答)では、株主総会が不要である場合には、公開買付届出書の添付書類として「一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面」の添付が必要とされている。</p> <p>公開買付届出書を提出する前に、買付者において募集株式に係る募集事項の取締役会決議をし、有価証券届出書を提出することを想定していると思われるが、公開買付届出書と有価証券届出書を同時に提出することを規定している金融商品取引法 27 条の 4 に違反しないとの理解でよいのか。</p>	<p>金融商品取引法 27 条の 4 の規定は、公開買付届出書の提出前に有価証券届出書を提出することを否定するものではなく、公開買付届出書の提出前に有価証券届出書を提出しても、同条の規定に違反しないと考えられます。</p>
43	<p>問 43 の(答)では、「①交付される公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式)と②端数株式の代わりに交付される金銭は、その価</p>	<p>公開買付価格の設定が均一であるか否かについては、個別事案ごとに判断する必要があると考えられます。</p>

	<p>格が均一である必要があります」とされている。</p> <p>例えば、公開買付けの対価として交付する株式の数を、一定の期間の市場株価を基礎として定める変動制交換比率によって定めた場合、当該交換比率の算定の基礎となった期間に係る買付者の株式の市場株価の平均値を基準に②を算定した場合も、実質的な均一性があると理解してよいか。</p>	
43	<p>問 43 の(答)では、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」を添付する必要があるとされている。</p> <p>しかし、端数株式が発生する数量は応募数によって異なり、事前に予想することは困難と思われるが、具体的な金額はどのような算出根拠に基づく必要があるか。</p>	<p>公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」としては、投資者保護の観点から、相当程度の確度のあるものが求められるものと考えられます。</p> <p>相当程度の確度があるか否かの判断は、個別事案ごとに判断する必要があるところ、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、公開買付届出書の提出時点では、端数株式が発生する数量が確定していないため、買付者において、端数株式が発生する蓋然性のある数量を合理的に説明し、当該数量に相当する金銭の金額分の資金証明を添付すれば足りるものと考えられます。</p>